

令和８年度第１回川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和８年９月２８日（月）午後２時００分から午後２時４５分まで
- 2 開催場所 第一本庁舎 ６０１会議室
- 3 出席者 （１）川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会委員：３人
法律専門：岩谷 彰
廃棄物処理専門：葛西 聡、藤吉 秀昭

（２）事務局：８人
須藤環境部長
産業廃棄物対策課 中村次長、関課長補佐、石原係長
渡邊主査、福留主任、黒沢主事、
三友主事補
- 4 議題 （１）委員長・委員長職務代理者の選任について
（２）川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の運用状況について（報告）
（３）その他

5 議事録

令和８年度第１回川口市廃棄物処理施設設置等調整委員会
1 開 会
2 議 題
議題（１）委員長・委員長職務代理者の選任について
① 委員長の選任 事務局から、資料に基づき説明。 委員の互選により、岩谷委員が委員長に選任された。 選任後、岩谷委員長が委員長就任の挨拶を行った。
② 委員長職務代理の指名 事務局から、資料に基づき説明。 岩谷委員長が藤吉委員を委員長の職務を代理する委員に指名した。
③ 議事録署名人の指名 岩谷委員長が葛西委員を議事録署名人に指名した。

議題（２）川口市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例の運用状況について(報告)	
事務局が、資料に基づき説明した。	
委員	当該事業者は、処分業として新たに廃プラスチック類及び紙くずの圧縮梱包を行うとのことであるが、事業を行う背景として、昨今の資源化の動きと関係があるのか。
事務局	資源化の背景もある一方で、雑誌類の付属品等の紙くず以外の品目にも幅広く対応するためだと聞いている。
委員	廃プラスチック類と紙くずは混ぜて処理を行うのか。
事務局	処理施設が２基あり、それぞれ廃プラスチック類及び紙くずの両方に対応しているが、別々に処理を行う。
委員	説明会は３回以上行うとのことだが、その３回の意味を教えてください。同じことを３回やるのか。内容を変えるのか。
事務局	説明会の内容及び対象者は３回とも同じである。対象者への配慮として、平日や休日、昼間や夜間など時期及び時間を分けて行うものである。
委員	当該事業場において、本施設は既に設置されており、専ら物を取り扱っているため、廃棄物処理法に基づく処理業の許可を要しないと考えられる。本条例は廃棄物処理法に基づく許可手続の前段であるという認識であった。許可不要である事業者に対する条例の適用関係について伺いたい。
事務局	専ら物及び有価物を取り扱っている場合は、廃棄物処理法に基づく処理業の許可を要しないため、本条例に基づく手続は不要であるという認識で間違いない。 しかし、本事例では、当該事業者から、専ら物ではない雑誌類の付属品等に含まれる廃プラスチック類も取り扱うことが出来るようにするため、産業廃棄物処理業の新規許可を取得したいという要望があり、本条例に基づく手続の対象となった。
委員	再資源化事業等高度化法に基づく認定を受けた事業者の施設は、廃棄物処理法第１４条の処理業許可や同法第１５条の産業廃棄物処理施設の設置許可が不要となるが、許可手続が不要なだけであって産業廃棄物の処理施設であることに変わりはない。 そのような場合において、再資源化事業等高度化法に基づく認定の対

	象となる施設を本条例の対象外とするのか、本条例第２条の定義の考え方を伺いたい。住民から、本条例の対象とすべきではないのかと意見が出たときのために市として整理しておく必要があるのではないか。
事務局	再資源化事業等高度化法の施行後、当市に係る相談事例は今のところ無く、検討をしていなかったが、今回の意見を踏まえて課内で考えを整理していきたいと思う。
委員	埼玉県内においても再資源化事業等高度化法に基づく認定を受けた事業者が出てきており、廃棄物処理法に基づく許可は不要であるが産業廃棄物処理施設に該当するため、建築基準法第５１条ただし書きの許可手続きを行っている。そういった点から考えると、廃棄物処理法に基づく許可の対象外であっても本条例の対象とすることが出来るのではないかと考えられるため、川口市においても整理しておいた方が良いと思われる。
事務局	承知した。
委員	条例第２条第９号において関係住民、第１０号において事業計画者と関係住民との間で生じる紛争について定義している。 会議資料５頁の地図において、半径２００ｍの円が示されているが、円内に住宅が多く見受けられる。これらの住民が関係住民と考えてよろしいか。
事務局	規則第７条に基づき、収集運搬業や処分業の一般的な許可であれば事業計画地の敷地境界から半径２００ｍ、焼却施設等であれば、敷地境界から半径５００ｍを関係地域と定めている。その範囲内の住民等を関係住民としている。
委員	本事例では該当しないが、廃棄物処理法において、２００ｍ以内に学校があると許可できないという認識でよいか。
事務局	廃棄物処理法において、範囲内に学校があっても許可することは可能である。
議題（３）その他	
事務局	事務局から特にありません。